

## 会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。2番、盛田嘉彦君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時02分）

議 長（下田敏美君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました令和8年度予算関係、議案第16号から第21号までの6件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員長（長根一男君）

はい、議長。

議 長（下田敏美君）

5番、長根一男君。

予算特別委員長（長根一男君）

おはようございます。

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において、予算特別委員会に付託されました令和８年度予算関係の議案第16号 令和８年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和８年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和８年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第19号 令和８年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和８年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、議案第21号 令和８年度六戸町下水道事業会計予算を去る３月３日、４日の２日間、予算特別委員会を開催し、審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（下田敏美君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第16号から議案第21号までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和８年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和８年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和８年度六戸町介護保険事業特別会計予算、

議案第19号 令和8年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和8年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、議案第21号 令和8年度六戸町下水道事業会計予算、以上6件の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（吉田英輔君）

はい、企画財政課。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書は1ページになります。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和7年度六戸町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年12月24日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、既定予算に1億9,256万2,000円を追加し、予算総額を82億3,679万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

表紙に令和7年12月24日と記載されている説明書をご準備願います。

3ページをお開き願います。

この補正予算は、国や県の物価高騰対策支援の補助金を活用した支援事業費でございます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金に物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金3,487万1,000円を計上。

5目総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億5,219万1,000円を計上いたしました。

16款県支出金、2項県補助金に生活困窮者に対する灯油購入費助成事業補助金を550万円計上いたしました。

5 ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、18節負担金、補助及び交付金に生活困窮世帯に対し7,000円を支給する福祉灯油助成金1,100万円を計上。

19節扶助費に子ども1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当3,312万円を計上したほか、人件費、その他事務費をそれぞれ計上し、目の計で4,670万円を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費は、10節需用費に全世帯にごみ袋を支給するためのごみ袋購入費として917万円を計上したほか、配送費や人件費をそれぞれ計上し、目の計で1,226万円を計上いたしました。

次のページをお開き願います。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費は、18節負担金、補助及び交付金に町民全員に1万1,500円分の商品券を支給する地域商品券発行事業支援補助金1億3,044万9,000円を計上したほか、配送費や封入費をそれぞれ計上し、目の計で1億3,360万2,000円を計上いたしました。

以上で承認第1号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

5 番（長根一男君）

はい。

議 長（下田敏美君）

5 番、長根一男君。

5 番（長根一男君）

4 款衛生費の物価高騰対策ごみ袋配送業務でございますけれども、なぜごみ袋の配布にしたのかお聞きしたいと思います。ごみ袋の配布にも配送料がかかります。商品券にその分を上乗せした方が業務も省略できるし、商品券の金額もさらに上乗せできたんじゃないかなと思います。その説明をお願いします。

副町長（円子富浩君）

はい。

議長（下田敏美君）

副町長。

副町長（円子富浩君）

お答えいたします。

まず、今回の物価高騰対策事業、非常に緊急的な予算化が求められた事業でございます。昨年12月に国のほうから、年内に予算化をなさいということでした。町の内部に、物価高騰対応経済支援プロジェクトチームというものを設置して、その中で話し合って、そこで絞り込んで、最終的には町長決裁でということでごみ袋配布と商品券発行、この2つの事業を決定しました。

それで、商品券は、世帯ごとにまとめて送付することになりますが、その使用方法についての周知としては、1人幾ら幾らというような周知をしております。あくまでも話し合いの中では、個人の消費を支えるものとして捉えさせていただいております。

それ以外に、家庭全体を支援するものも何か必要だろうということで、ごみ袋であれば必ず使うものであり、そうそう劣化するものでもございませんので、無駄にはならないだろうと。家庭全体を支えるものも何かやろうということで、ごみ袋の配布を決めました。これらの理由で、今回は、この2つの事業を決めさせていただいております。

以上でございます。

議長（下田敏美君）

よろしいですか。

5 番（長根一男君）

よろしいです。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長（吉田英輔君）

はい。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和7年度六戸町一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月19日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

7ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、既定予算に1,118万7,000円を追加し、予算総額を82億4,798万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

表紙に令和8年1月19日と記載されている説明書をご準備願います。

3ページをお開き願います。

この補正予算は、令和8年2月8日に行われました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費でございます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

15款国庫支出金、3項委託金に衆議院議員総選挙事務委託金として1,118万7,000円を計上いたしました。

5ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費は、17節備品購入費に投票用紙自動交付機ほかで169万4,000円を計上したほか、投票立会人や職員の人件費、その他事務費をそれぞれ計上し、目の計で1,118万7,000円を計上いたしました。

以上で承認第2号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第２号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第５ 議案第１号 六戸町ふれあい昭陽館設置条例を廃止する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長（長谷 智君）

はい、教育課。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第 1 号 六戸町ふれあい昭陽館設置条例を廃止する条例案についてご説明いたします。

議案書は 9 ページになります。

本案は、六戸町ふれあい昭陽館の老朽化に伴い、施設を閉館するため、設置条例を廃止するものであります。

附則では、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としております。

以上で議案第 1 号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 六戸町ふれあい昭陽館設置条例を廃止する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第2号 六戸町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長（長谷 智君）

はい。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第2号 六戸町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は11ページになります。あわせて、補足資料の1ページもご参照願います。

本案は、六戸町ふれあい昭陽館設置条例の廃止に伴い、関連する条例を改正するものであります。

第3条関係別表の十、六戸町ふれあい昭陽館設置条例（平成12年条例第2号）を削除し、次号から1号ずつ繰り上げる改正となります。

附則では、施行期日を令和8年4月1日としております。

以上で議案第2号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 六戸町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第3号 六戸町公民館設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長(長谷 智君)

はい。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第 3 号 六戸町公民館設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は13ページになります。あわせて、補足資料の 2 ページもご参照願います。

本案は、六戸町七百地区公民館の老朽化に伴い、移転する必要があることから、施設機能を旧開知小学校内に設置するため、改正するものであります。

第 3 条の六戸町大字犬落瀬字権現沢14の26を六戸町大字犬落瀬字権現沢14番地159に改めます。

附則では、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としております。

以上で議案第 3 号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 六戸町公民館設置条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第4号 六戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長（舘 泰之君）

はい、福祉課。

議 長（下田敏美君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第4号 六戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてご説明いたします。

議案書15ページから16ページでございます。

本条例は、令和8年度から全国で開始される乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度において、児童福祉法が改正され、乳児等通園支援を行う事業者が事業を行う際の満たすべき設備等の基準を新たに定めるものでございます。

第1条では主旨を、第2条では、令和7年内閣府令第1号の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準をその基準とするものでございます。この内閣府令の基準では、児童福祉法に基づき、実施施設の認可に当たり、衛生管理、設備及び職員配置等の基準が定められています。

附則は施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第４号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号 六戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第９ 議案第５号 六戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長（舘 泰之君）

はい、福祉課。

議長（下田敏美君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第5号 六戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について  
ご説明いたします。

議案書17ページから18ページでございます。

本条例は、令和8年度から全国で開始される乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園  
制度において、子ども・子育て支援法が改正され、給付費の支給対象事業者が実施する事業  
の運営に関する基準を新たに定めるものでございます。

第1条では主旨を、第2条では、令和7年内閣府令第95号の特定乳児等通園支援事業の運  
営に関する基準をその基準とするものでございます。この内閣府令の基準では、子ども・子  
育て支援法に基づき、本事業の実施に当たり、利用定員や運営に関し、必要となる事項が定  
められております。

附則は施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第6号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長（舘 泰之君）

はい、福祉課。

議 長（下田敏美君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第6号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書19ページから20ページでございます。議案説明補足資料3ページも併せてご覧願います。

このたびの改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、本条例で引用している法令条項等を改めるものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

補足資料の3ページの新旧対照表をご参照願います。

本条例で引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、被害者からの申し立てに基づく裁判所からの保護命令制度の拡充が行われ、第10条の2が新設されたため、本条例の第2条第2項第6号に加えるものでございます。

附則は施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第7号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長（舘 泰之君）

はい、福祉課。

議 長（下田敏美君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第7号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書21ページから22ページでございます。議案説明補足資料4ページも併せてご覧願います。

このたびの改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による児童手当法施行令の一部改正により、児童手当法施行令の当該引用部分が削られたため、所要の改正の整備を行うため改めるものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

補足資料の4ページの新旧対照表をご参照願います。

第3条中、所得の次に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第289号)による改正前のを加え、改

正前の児童手当法施行令の規定に基づき算出した額を、引き続き本条例において所得と定めるものでございます。

附則は施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第8号 六戸町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

農政課長（佐藤一也君）

はい、農政課。

議長（下田敏美君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

議案第8号 六戸町鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例案についてご説明いたします。

議案書23ページから25ページになります。

本条例案は、六戸町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適正に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の規定に基づき、六戸町鳥獣被害対策実施隊を設置するため制定するものでございます。

主な条例内容についてご説明いたします。

議案書24ページから25ページになります。議案書24ページをご覧ください。

第1条は設置について、六戸町鳥獣被害対策実施隊を設置するものであります。

2条は任務について、農林水産業関係機関と緊密な連携及び情報の共有化を図り、有害鳥獣の保獲、その他の鳥獣被害防止対策に努めるものであります。

第3条は隊員について、町の職員のうちから町長が指名する者、六戸町鳥獣被害計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうち町長が任命する者で特別職の職員で非常勤とするものであります。

議案書25ページをご覧ください。

第4条は隊員の報酬及び費用弁償について、六戸町特別職の職員で非常勤に報酬及び費用弁償を支給するものであります。

第5条は補償について、青森県市町村等非常勤職員の公務災害等に関する当該災害に対する補償を行うものであります。

第6条は委任について、実施隊及び隊員の職務等に必要な事項を規則で定めるものであり

ます。

附則は施行期日を令和８年４月１日からと定めたものであります。

以上で議案第８号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

１０ 番（川村重光君）

はい。

議 長（下田敏美君）

１０番、川村重光君。

１０ 番（川村重光君）

第３条、実施隊の隊員についてお聞きします。

町の職員のうちから町長が指名する者と、六戸町鳥獣被害防止計画に基づく者のうちから町長が任命する者と、２通りあるというわけですね、職員と隊員と。そこで、ちょっと分からないところがありまして、もし突然、熊を押さえないといけないとか、そういう事が起きたときは、町の職員は職場を離れて行って現場に加わるわけですか。そこら辺のところはどうなりますか。

そして、その場合の報酬は払うことになるのでしょうか。例えば、今、急に熊が出たと。その場合に職員が出動した時の報酬は、町からの給料と二重にならないのかなと思ひましてちょっと教えていただきたいと思ひます。

農政課長（佐藤一也君）

はい、農政課。

議 長（下田敏美君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。

職員は勤務時間中であっても、要請があれば現場へ行きます。実施隊については、猟友会から推薦を受けた者が実施隊員となりますので、実施隊員も一緒に現場へ行きます。

報酬については職員には発生しません。実施隊員のほうには、1時間当たりの決められた報酬が支払われます。

2月の全員協議会で説明した際の資料の中に1時間単位の報酬金額を入れております。

10 番（川村重光君）

はい。

議 長（下田敏美君）

10番、川村重光君。

10 番（川村重光君）

職員は発砲することとかわか加わらないということだよね。発砲は、職員がやるのではなく、実施隊員がやるということですか。

農政課長（佐藤一也君）

はい。

議 長（下田敏美君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

現段階で六戸町職員の中で、猟銃の資格を持っている方はおりません。わなの設置についても資格を持っている方は、おりません。

できれば職員に資格を取っていただけるのが一番ベストなんですが、なかなかそれについては、難しく、資格を取りに行く方は今のところありません。町民の方については、今3名

ほど、令和８年度に資格を取りに行きたいということで、連絡をいただいております。  
以上です。

１０ 番（川村重光君）

大体理解できました。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号 六戸町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第9号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長（円子国浩君）

はい、建設下水道課。

議長（下田敏美君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

議案第9号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書26ページからとなります。あわせて、説明補足資料5ページからの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、道路法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い改正するものであります。

27ページは、条例第2条に規定する別表を改めるもので、28ページと29ページは、別表の改正内容であり、占用物件ごとの道路占用料の額を改定するものであります。

30ページの附則では、第1項で施行期日を令和8年4月1日とし、第2項では経過措置について定めるものであります。

以上で議案第9号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第10号 令和7年度六戸町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長(吉田英輔君)

企画財政課。

議 長(下田敏美君)

企画財政課長。

企画財政課長(吉田英輔君)

議案第10号 令和7年度六戸町一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。

議案書は31ページでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、既定予算から2億665万4,000円を減額し、予算総額を80億4,133万2,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費は、翌年へ繰り越して使用する経費を定めるもので、繰り越しをする事業は37ページの第2表繰越明許費のとおり、年度内にその支出を終わらない見込みである10事業となります。

第3条の債務負担行為の補正は、38ページの第3表債務負担行為補正のとおり、今年度中に入札を終え、新年度当初から着手が必要な7件の業務などが追加となります。

32ページでございます。

第4条の地方債の補正は、39ページの第4表地方債補正のとおり、予算の補正に合わせ限度額を変更するものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

表紙に令和8年3月と記載されている説明書をご準備願います。

今回の補正予算は、年度末を迎えるに当たり、事業費等の確定や見込額の精査による補正が主なものとなりますので、補正額の大きいものや新たに追加計上されるものなどを中心にご説明いたします。

3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

11款地方交付税は、物価高騰に対する経費の増や人件費の増などに対する追加交付分として、普通交付税1億3,542万1,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

15款国庫支出金から6ページにかけての16款県支出金につきましては、事業費との関連による交付金や補助金の確定により、それぞれ補正計上しております。

7ページをご覧ください。

19款繰入金は、収支全体の調整により、項の計で2億5,023万5,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

22款町債は、事業費との関連により所要額を計上いたしました。

10ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、24節積立金に将来にわたる借入返済額

に対する交付税措置が一括して交付されたことによる減債基金積立金1,001万4,000円を増額計上。

7目企画費は、18節負担金、補助及び交付金に路線バスに対する補助金の確定により、地域間幹線系統確保維持費補助金185万円と域内生活交通路線維持費補助金34万3,000円を計上。

8目情報施策推進費は、13節使用料及び賃借料に利用料の確定によりガバメントクラウド利用料7,197万1,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費は、10節需用費に標準化システム移行が令和8年度に延期されたことに伴うテスト用帳票の印刷製本費419万1,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、12節委託料に標準化システム移行が令和8年度に延期されたことに伴うシステム改修業務の減額のほか、新たに戸籍附票システム改修業務ほか2業務を追加し、66万円を減額計上いたしました。

14ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、6目生活支援臨時特別事業費は、19節扶助費に事業費の確定により、定額減税補足給付金（不足額給付）726万円を減額計上いたしました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、保育給付費の算定基準の見直しにより、子ども・子育て支援教育・保育給付費5,056万8,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、12節委託料に事業費の確定により、乳幼児・児童定期予防接種業務ほかで1,905万9,000円を減額計上。

6目成人保健費は、12節委託料に事業費の確定により、各種がん検診業務ほかで452万8,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

7目診療所費は、27節繰出金に事業費見込みにより、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金2,200万円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、18節負担金、補助及び交付金に補助金等の確定により、畑地化促進事業補助金ほかで395万1,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

3目農業振興費は、18節負担金、補助及び交付金に補助金等の確定により、新規就農者育成総合対策事業補助金ほかで1,687万4,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

6目農村整備費は、18節負担金、補助及び交付金に県営事業の工事前倒しにより、県営館野ため池地区防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金ほかで157万6,000円を増額計上いたしました。

2項林業費、1目林業振興費は、24節積立金に当初、森林環境譲与税を各事業に充当予定でしたが、管理上の問題もあり基金に積み立てることとしたため、森林環境基金積立金1,000万円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、18節負担金、補助及び交付金に補助金の確定により、空き家リフォーム事業費補助金ほかで499万9,000円を減額計上。

次のページでございます。

2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、13節使用料及び賃借料に不足見込みにより、道路等維持補修用機械借上料100万円を増額計上。

3目道路新設改良費は、14節工事請負費に国の交付金の確定に伴う事業費の調整により、第4鶴喰線改良舗装工事ほかで2,082万7,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

4項都市計画費、2目公園費は、14節工事請負費に国の交付金の確定に伴う事業費調整により、館野公園さつき沼護岸改修工事8,109万円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

10款教育費、1項教育総務費、5目教育施設管理費は、12節委託料に契約額の確定により、旧六戸小学校解体工事実施設計業務ほかで1,248万円を減額計上いたしました。

24ページをお開き願います。

2項義務教育学校費、1目学校管理費は、10節需用費に不足見込みにより、光熱水費ほかで310万円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

2目教育振興費は、19節扶助費に実績見込みにより、要保護及び準要保護援助費ほかで538万7,000円を減額計上いたしました。

26ページでございます。

3 項社会教育費、2 目公民館費は、12節委託料に契約額の確定により、旧七百地区公民館解体工事実施設計業務ほかで1,082万9,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

4 項保健体育費、2 目体育施設費は、12節委託料に契約額の確定により、旧勤労者体育センター解体工事実施設計業務ほかで299万円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

5 目総合運動公園運営費、14節工事請負費に契約額の確定により、第三キュービクル改修工事を減額したほか、新たに第一キュービクル改修工事ほかを追加し、1,139万4,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

12款公債費、1 項公債費、2 目利子は、22節償還金、利子及び割引料に一時借入金利子などの見込みにより、430万円を減額計上いたしました。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

10 番（川村重光君）

はい。

議 長（下田敏美君）

10番、川村重光君。

10 番（川村重光君）

確認です。この予算書の17ページですね。

6 款農業水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費の18節負担金、補助及び交付金に協同組合青森県黒にんにく協会、減額2万円となっておりますが、これについて六戸町がこの協会に入っているのですか。

農政課長（佐藤一也君）

農政課。

議長（下田敏美君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

今回、負担金は要らないということで減額したのですが、毎年、負担金を支払いしております。

10 番（川村重光君）

いやいや、六戸町がこの協会に入っているの、負担金とあるから。

農政課長（佐藤一也君）

この協会には入っています。

10 番（川村重光君）

町自体が。

農政課長（佐藤一也君）

町自体入っております。

10 番（川村重光君）

町自体が協会に入っているの。

農政課長（佐藤一也君）

入っています。各市町村もみんな入っておりますし、この協会の会議も必ず毎年開いているんですけども、今回はたまたま負担金がいりませんということで減額しております。

議 長（下田敏美君）

すみません、議長を通して質疑してください。

10 番（川村重光君）

はい。

議 長（下田敏美君）

10番、川村重光君。

10 番（川村重光君）

分かりました。町は入っているということですね。ですから、負担金になりますよね。

それで、六戸町の個人と言えいいのか、農家や業者で入っている人はありますか。町以外ですね。

農政課長（佐藤一也君）

はい。

議 長（下田敏美君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

町以外についてはちょっと把握しておりません。

10 番（川村重光君）

はい。

議 長（下田敏美君）

10番、川村重光君。

10 番（川村重光君）

では、最後の質問になりますけれども、この協会の趣旨とか概念というのが分かったら、ちょっと教えてください。どういういきさつで負担することになったのかな。

農政課長（佐藤一也君）

はい。

議長（下田敏美君）

農政課長。

農政課長（佐藤一也君）

この青森県黒にんにく協会なんですけど、輸出でだったり、例えばフランス料理のソースとかにもいろいろ使ってもらえるようにとか、そういうふうな形で、国内または国外に向けてPRしている団体でございます。

10 番（川村重光君）

分かりました。

議長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和7年度六戸町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時10分まで休憩いたします。

休憩(午前10時59分)

再開(午前11時10分)

議 長 (下田敏美君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15 議案第11号 令和7年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長(佐藤良一君)

はい、町民課。

議 長 (下田敏美君)

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第11号 令和7年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書40ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に504万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,413万円とするものであります。

補正を行う主な理由は、事業費の精査及び歳入との関連において予算を調整したものであり、その内容につきましては、令和8年3月と記載のある補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

37ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

2款分担金及び負担金、1項負担金は、10万円を減額し、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人件費及び事務費の精査により、397万5,000円を減額計上。

同じく2項基金繰入金は、97万2,000円を減額計上いたしました。

39ページ、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、給料等を174万2,000円を減額し、下段の2項徴税費、1目賦課徴収費は、事業の精査により223万3,000円を減額し、下段の5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、実績見込みにより107万2,000円を減額いたしました。

以上で議案第11号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和7年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第12号 令和7年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

介護高齢課長（高橋宏典君）

はい、介護高齢課。

議 長（下田敏美君）

介護高齢課長。

介護高齢課長（高橋宏典君）

議案第12号 令和7年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書42ページをお開きください。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ281万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,940万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書（事項別明細書）に基づきご説明申し上げます。

47ページをお開き願います。

まず、歳入についてです。

8款繰入金、1項一般会計繰入金では、歳出予算の補正との関連におきまして281万2,000円を減額計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、2節給料、3節職員手当等を職員配置における修正のため、目の計で281万2,000円を減額計上しました。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和7年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第13号 令和7年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長（佐藤良一君）

はい、町民課。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第13号 令和7年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書44ページからとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,364万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,482万4,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。

55ページをご覧ください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料は、収納見込額の精査により、項の計で2,364万3,000円を増額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

下段の表、２款分担金及び負担金、１項広域連合負担金は、県後期高齢者医療広域連合負担金の精査により、2,364万3,000円を増額いたしました。

以上で議案第13号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和７年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第14号 令和7年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長（柴山英夫君）

はい。

議長（下田敏美君）

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

議案第14号 令和7年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

提出議案46ページからになります。

まず、第1条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入及び歳出予算を調整するものでございます。

第2条の繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであり、その内容につきましては、お手元の議案書49ページの第2表のとおり、診療所照明器具LED化工事に係るものでございます。

第3条の債務負担行為については、50ページ第3表のとおり、期間と限度額を定めるものでございます。

それでは、今回の補正の概要を補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書59ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入、1項診療収入では、1目外来収入見込みにより2,200万円を減額計上いたしました。

4款繰入金、1項繰入金では、職員人件費等について、一般会計繰入金として2,200万円増額計上いたしました。

61ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、3 節職員手当において、職員の時間外勤務手当で 6 万 1,000 円を増額計上したほか、10 節需用費では、患者様にお渡しする生化学分析結果通知表印刷製本費としまして、4 万円を増額計上いたしました。

下段の 2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費では、13 節使用料及び賃借料において、在宅酸素療法酸素供給装置の賃借料ほか 123 万 5,000 円を減額計上し、2 目医療用消耗機材費、10 節需用費では、生化学分析機器で使用する検査試薬材料費において不足が見込まれることから、144 万 6,000 円を増額計上いたしました。

以上で議案第 14 号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和7年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第15号 令和7年度六戸町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長（円子国浩君）

はい、建設下水道課。

議長（下田敏美君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

議案第15号 令和7年度六戸町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の51ページからとなります。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款下水道事業収益は、第1項営業収益を183万1,000円減額し、補正後の額を6億6,050万1,000円とするもので、支出の第2款下水道事業費用は、第1項営業費用を524万1,000円減額し、補正後の額を6億3,540万4,000円とするものであります。

次のページの52ページ、第3条資本的収入及び支出につきましては、収入の第3款資本的収入を7,778万9,000円減額し、補正後の額を3億3,320万6,000円とするもので、内訳としては、第1項企業債1,400万円と、第6項補助金1,400万円及び第10項基金収入4,978万9,000円をそれぞれ減額するもので、支出の第4款資本的支出は、第1項建設改良費を6,059万円減額し、補正後の額を3億8,523万8,000円とするものであります。

次のページの53ページ、第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を3件の業務について定めるものでございます。

補正内容の主なものにつきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

72ページをお開き願います。上の表になります。

収益的収入は、1 款下水道事業収益の 1 項営業収益、3 目国庫補助金を事業費との関連による交付金等の確定により、178 万 9,000 円減額計上し、下の表の収益的支出は、2 款下水道事業費用の 1 項営業費用、1 目管渠費の委託料 103 万 9,000 円と、6 目総係費の委託料 407 万 2,000 円をそれぞれ実績によりまして減額計上いたしました。

次のページの 73 ページ、上の表になります。

資本的収入は、こちらでも事業費との関連による交付金等の確定による補正で、3 款資本的収入の 1 項企業債、1 目建設改良債を 1,400 万円減額し、6 項補助金、1 目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金を 3,050 万円減額し、防災・安全社会資本整備交付金 1,650 万円の増額を合わせまして、目の計で 1,400 万円の減額とし、10 項基金収入、1 目基金収入は、下水道事業整備基金繰入金を 4,978 万 9,000 円減額計上するものです。

下の表、資本的支出では、4 款資本的支出の 1 項建設改良費、1 目管路建設改良費の工事請負費は、補助事業の交付決定や事業費の確定により、6,059 万円の減額計上となりました。

以上で議案第 15 号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和7年度六戸町下水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 同意第1号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（下田敏美君）

起立全員であります。

ご着席ください。

よって、同意第1号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意とすることに決定いたしました。

次に、日程第21 各常任委員会所管事項調査付託を議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、山本実君、産業民生常任委員会委員長、長根一男君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

期間は令和8年3月議会定例会終了後から令和9年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時29分）